

大阪府建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律実施要領

第1章 総則

第1 趣旨

この要領は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号。以下「法」という。）に基づき大阪府が行う、分別解体等及び再資源化等の事務の実施にあたり、同法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年11月29日政令第495号。以下「政令」という。）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年3月5日国土交通省・環境省令第1号。以下「施行規則」という。）、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年3月5日国土交通省令第17号。以下「省令」という。）、「大阪府における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（以下「実施指針」という。）及び大阪府建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成13年5月29日大阪府規則第71号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定める。

第2章 分別解体等及び再資源化等実施義務

第2 受注者から発注者への説明

対象建設工事受注者が行う法第12条第1項の規定による届出に係る事項の説明の標準的な様式を、要領様式第1号に示す。

第3 元請業者の下請業者への告知

対象建設工事の元請業者が行う法第10条第1項の規定により届け出られた事項についての法第12条第2項の告知の標準的な様式を、要領様式第2号に示す。

第4 対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項

対象建設工事の当事者が行う法第13条の請負契約に係る書面の記載事項の標準的な様式を、要領様式第3号、第4号及び第5号に示す。

第5 発注者への報告

対象建設工事の元請業者が行う法第18条の発注者への報告の標準的な様式を、要領様式第6号に示す。

第3章 対象建設工事の届出

第6 届出の提出

法第10条の届出の提出については、次の各号に掲げる事項に留意する。

(1) 指定確認検査機関の取扱い

大阪府の建築主事が権限を有する市町村の区域において、対象建設工事が施工される場合、届出書及び変更届出書（以下「届出書等」という。）の提出先は、大阪府のみとなる（指定確認検査機関では受け付けられない。）。

(2) 複数の行政庁の区域にまたがる場合の取扱い

対象建設工事の発注者又は自主施工者は、当該対象建設工事の施工範囲が複数の行政庁（府県若しくは市区町村）の区域にまたがる場合は、その区域を含む複数の届出書受付行政庁のすべてに対し届出及び変更届出（以下「届出等」という。）を行わなければならない。

第7 届出書等の作成指導等

届出書等の収受者は、届出書の作成、必要な記載事項の記入等について、次の各号に定めるところにより、法の趣旨目的を踏まえ、具体的かつ詳細な指導助言に努めることとする。

(1) 記入例、記入要領等を示しながら行う。

(2) 法に定める他、実施指針等に基づき、届出の必要性や法律の趣旨について理解を求めながら説明を行う。

第8 届出書等の記入要領

対象建設工事の発注者又は自主施工者による届出書等への記入は、別に掲げる記入要領によるものとする。

第9 届出書等の提出

届出書の提出は、大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室の窓口又は電子申請にて行う。

提出を窓口で行う場合の受付は、開庁日の業務時間内において行う。電子申請にて提出を行う場合は、開庁日に関らず提出可能とする（ただし、大阪府行政オンラインシステムのサービス停止時間を除く）。

第10 届出者の確認等

1 届出行為者

届出等は、発注者本人又は自主施工者本人が提出することを原則とする。ただし、次条に定める代理又は代行の場合はこの限りでない。

2 本人確認

届出書等の収受者は、窓口で届出を受け付ける際は、発注者本人、自主施工者本人、代理者、代行者の別を口頭で確認するものとする。

電子申請により届出を受け付ける際は、電子申請のIDに登録された内容と次の内容を確認するものとする。

- ・発注者本人が申請する場合は発注者情報の内容
- ・代理人が申請する場合は委任状の内容

3 確認のための書面提出等

届出書等の収受者は、発注者本人又は自主施工者本人が届け出る場合は、本人であることを証明する書面等の提示は求めないものとする。

第11 届出の代理及び代行

1 代理又は代行を行える者

届出書等の収受者は、法第10条に基づく届出を、次に掲げる代理者が行う場合、要領様式第7号による委任状の提出により、真正の代理人であることを確認するものとする。

- (1) 行政書士又は建築物の建築に関する法令等の規定に基づく手続きを行う建築士
- (2) 前号に掲げる場合の他、業務として行う場合を除き、本人の意思表示により代理権を付与された代理人。

2 法人の職員が代理を行う確認

法第10条に基づく届出を当該法人の職員等が代理して行う場合は、前項の例により委任状の提出を求め、又は社員であることの身分を証する書類の提示を求めるものとする。

3 法第10条に基づく届出を当該法人の職員等が代行して行う場合は、前項による委任状の提出は不要とする。

4 1から3に掲げる代理人又は代行者が行える行為はそれぞれ次の各号のとおりとする。

- (1) 代理者 届出書・添付図書の提出、内容の変更・訂正、取り下げ
- (2) 代行者 届出書・添付図書の提出及び受付できない届出書等の受領

第12 届出内容の審査

1 審査事項

知事は、法第10条に基づく届出等を受けた場合、次の項目等について、適正なものであるかを審査するものとする。

- (1) 解体工事業の登録又は建設業の許可の有無及び許可種別
- (2) 特定建設資材廃棄物の発生量の見込み
- (3) 分別解体等の基準への適合
- (4) 届出時期（工事に着手する日の7日前までに届出されていること。この7日間には土曜・日曜・祝祭日・年末年始を含む。）
- (5) その他実施指針に定める分別解体・再資源化等に関する事項への適合
- (6) 添付図書（対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真（要領様式第8号）、付近見取り図（要領様式第9号）、工程表（要領様式第10号））

2 届出の完了時点

届出が、法第10条第1項、省令及び細則に定める届出の形式上の要件を満たしている場合は、届出書が到達したときに法第10条第1項に規定されている義務が履行されたものとなる。

3 工事中に対象建設工事となった場合

発注者又は自主施工者は、当初、対象建設工事ではなかったものが、工事変更等により対象建設工事となった場合には、速やかに届出を行うこととする。

第13 変更届出

1 審査事項

知事は、法第10条第2項に基づく変更届出を受けた場合、変更箇所について、前条に準じた審査を行うものとする。

2 変更届出の提出

変更届出が必要な場合は、届出に係る工事の着手前に、届出事項に変更があった場合である。

届出に係る工事の着手後に届出事項を変更する場合は変更届出を行う必要はない。

3 分別解体等の計画のみの変更

届出書（省令様式第一号）の内容に変更がなく、要領様式別表1、別表2若しくは別表3に係る分別解体等の計画のみに変更が生じた場合であっても、当該別表だけでなく、変更届出書（省令様式第二号）の提出が必要である。この場合も、変更届出書の記載事項のうち、届出日付、宛名、届出者の住所・氏名及び工事の概要のうち、工事の名称、工事の場所、工事の種類の記入は必須となる。

第14 届出書の再提出

届出に係る工事の着工・未着工に係わらず、当該工事に係る下記の事項のいずれかが変わった場合（単なる名称の変更は除く）は、変更届ではなく、再度届出書の提出が必要である。

・発注者 ・元請業者 ・工事の場所 ・工事の種類

第15 追加記入等

届出書等の収受者は、必須記入欄の未記入、記載事項の誤り等がある場合、次の各号の件とおり、その場で追加記入又は記載事項の訂正を求めものとする。

- (1) 本人による届出の場合 本人に追加記入又は記載事項の訂正を求める。
- (2) 真正な代理者による届出の場合 代理者に追加記入又は記載事項の訂正を求める。
- (3) 代行者による届出の場合 代行者に対し、追加記入又は記載事項の訂正を求めることはできないため、代行者に届出書を返戻し再度の届出を求める。
- (4) 収受後に過誤が判明した場合 法第42条第1項又は第2項の報告の徴収の適用ができる場合のほか、特に必要がある場合は、行政指導により追加記入又は記載事項の訂正若しくは差し替えを求める。

第16 収受の記録発行

細則第12条第3号又は第4号に基づき2部提出された届出書等について、届出書等の収受者は、窓口で提出された場合は、届出書の正本に加えて提出された写し（副本）に収受印を押印し、届出者、代理者又は代行者に交付するものとする。電子申請にて提出された場合は、電子上で収受の印字を行い、届出者、代理者又は代行者自らがダウンロードするものとする。

第17 届出書等の回覧

届出書等の収受者は、届出書等を遅滞なく事務担当者間で回覧するものとする。

第18 届出等に対する変更命令

1 変更命令

知事は、法第10条第3項に基づき、当該届出に係る分別解体等の計画が施行規則第2条で定める基準に適合しないと認めるときは、要領様式第11号により、当該分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずるものとする。

2 命令の時期

命令は、届出を受理した日から7日以内でかつ、着工までに行わなければならない。

3 命じる措置の内容

第1項に規定する措置の内容は、次のとおりとする。

- (1) 工期の確保
- (2) 工程及び作業内容の変更
- (3) 施工方法の変更
- (4) その他適正な分別解体の実施の確保に必要な措置

第19 無届出着工

知事は、届出をせず、対象建設工事が施工された場合は、法第42条の規定により、分別解体等の実施の状況に関し、報告を求めるものとする。また、分別解体等の現場の状況に即して、危険防止措置、その他必要な措置を緊急に採るべき必要がある場合、助言、勧告、命令等適切な措置を採るものとする。

第20 届出書等の保管等

1 届出書等の情報管理

知事は、個人情報である届出書等及び変更届出書の漏洩、滅失及びき損等の防止その他の個人情報の適正な管理のために、次の項目等に基づき必要な措置を講じるものとする。

- (1) 届出書等及び台帳の保管期間は大阪府行政文書管理規則第17条に定めるところによる。
- (2) 届出書等の個人情報を含む情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15

年法律第57号)の規定を適用すべき事由が発生した場合は、同条例に基づき、適正な措置を行う。

第4章 分別解体・再資源化等に関する技術基準

第21 分別解体基準

対象建設工事受注者は、分別解体等の実施にあたって、施行規則第2条で定める基準のほか、次の点に留意して分別解体を実施することとする。

(1) 作業スペースの確保

建築物等の解体工事を実施する場合に、敷地内での分別が困難な場合には、別に分別のためのスペースを確保し、分別を行わなければならない。なお、敷地に接した路上に停めた貨物車両の荷台で分別作業を行う場合には、道路の使用許可を取る等、適切な措置をとる必要がある。

(2) 再資源化ができない木材の分別

化粧合板、フローリング材などの複合材の中で再資源化ができないものは、その他の廃木材とは分別しなければならない。

第22 分別解体等における有害物質等に関する事項

対象建設工事受注者は、分別解体等における有害物質等の処理に当たっては、指針に定める事項の他、次の各号の事項に留意することとする。

(1) 冷凍空調機器の冷媒として使用されているフロン類に関して、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に規定する特定家庭用機器に該当するユニット型エアコンディショナー、電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気洗濯機の中に含まれるものについては、特定家庭用機器再商品化法又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に従って処理されなければならない。

また、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に規定する業務用冷凍空調機器の中に含まれるものについては、事前に当該機器中のフロン類を回収するなど、同法に従って処理されなければならない。

(2) 石綿を含有する建設資材については、解体工事の施工において、粉じん飛散を起こさないような措置を講ずるとともに、廃棄物処理法に基づき石綿を含有する廃棄物の処理を適正に行わなければならない。

(3) その他の有害物質（PCBなど）については、解体工事における判別、分離等の技術基準に応じた適切な措置が講じられなければならない。

第23 再資源化等基準

1 原則

対象建設工事受注者は、廃棄物処理法に基づき適正に処理するものとする。

2 再資源化等の方法の区分と定義

再資源化等の方法の区分と定義は、以下のとおりとする。

(1) 資材又は原材料としての利用（マテリアルリサイクル）

資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為であり、概ね次の各号に例示するもの。

- 1) コンクリート塊…破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整碎石等として、路盤材、建築物等の基礎材等、コンクリート用骨材等として利用
- 2) 建設発生木材…チップ化し、木材パルプ、再生木質ボード、再生木質マルチング材等の原材料としての利用
- 3) アスファルト・コンクリート塊…破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物又は表層基層用再生加熱アスファルト混合物として、舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用

(2) 熱源としての利用（サーマルリサイクル）

燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為で、次に掲げる要件を満たすもの

- 1) 資材又は原材料としての利用が、技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合に行われるものであること。
- 2) 得られた熱エネルギーを熱として直接利用すること（ボイラーの熱源や温水利用等）や、熱エネルギーを用いて発電を行い、その電力を使用・販売すること。焼却の前処理としての破碎のみでは、再資源化に該当しない。

(3) 縮減

焼却、脱水、圧縮等建設資材廃棄物の大きさを減少させる行為であり、指定建設資材廃棄物である建設発生木材については、焼却する行為。

なお、大阪府内においては、次のいずれかに該当する場合に限り、適用する。

- 1) 対象建設工事の場所から50 k m以内に存する全ての再資源化等施設が季節的な需給関係又は一時的な処理能力の問題等により受け入れない場合。
- 2) 対象建設工事の場所から50 k m以内に存する全ての再資源化等施設が受け入れ品目を限定しており当該建設発生木材を受け入れない場合。

3 再資源化等の完了時点

特定建設資材廃棄物の再資源化等の完了時点は次のとおりとする。

(1) 再資源化の完了時点

再資源化をするための施設において、特定建設資材廃棄物の再資源化の行為が完了した時点であり、具体的には、再資源化を産業廃棄物処分業者に委託した場合は、当該処分業者の施設での処理が完了した時点とする。

(2) 縮減の完了時点

特定建設資材廃棄物である建設発生木材の焼却が、廃棄物処理法の基準に適合した方法により行われ、適正に完了した時点。

第5章 建設分野と環境分野の連携方策

第24 情報の共有

1 届出書等の内容の送付

都市整備部は、法第10条の届出を受け付けた場合、法に基づく分別解体等及び再資源化等の確保、並びにアスベスト含有建材の不適切な取扱いの防止を図るため、届出台帳を作成し、環境農林水産部に対して情報提供を行うものとする。

2 環境農林水産部は、届出受付窓口での府民への情報提供に資するため、再資源化等の技術的情報、再資源化施設の所在地及び処理可能廃棄物の種類その他再資源化の実施に関し必要な情報、並びにアスベスト含有建材の適切な処理に関し必要な情報を都市整備部に随時伝達するものとする。

3 その他違法行為等が生じた場合の連携について

知事は、実施指針の定めるところにより、政令により事務の委任を受けた市、関係市町村、国その他関係機関と連携して分別解体等及び再資源化の実施の確保に努めるものとし、次に掲げる事項が生じた場合には、各関係機関への情報提供に努めるものとする。

(1) 法第10条第1項の届出義務違反の場合

(2) 分別解体の適正な実施が確保されない恐れがある場合

(3) 法第10条第3項の措置命令、法第14条又は第19条の勧告、第15条又は第20条の命令、第42条第1項又は第2項の報告の徴収、第43条の立入検査を行おうとする場合

(4) その他、法の施行について特別の措置が必要と考えられる場合

(5) 法第5章に定める業の登録に関し、特別の措置が必要と考えられる場合

4 前項の情報提供等は法の適正な実施が確保されるよう、可能な限り迅速に行うとともに必要に応じ、また関係機関の実状に応じて適宜電子情報等を活用して行うものとする。

5 知事は、政令により事務の委任を受けた市に対して、相互の連絡調整や法、指針その他関係規定に沿って必要な技術的助言や情報提供に努めるものとする。

第6章 助言・勧告、命令その他の措置の基準

第25 分別解体等及び再資源化等の実施に関する助言又は勧告の基準（法第14条・法第19条）

1 法第14条に基づく分別解体等に係る助言又は勧告

知事は、特定建設資材廃棄物の分別解体等の適正な実施を確保するため、次の各号に掲げる場合、それぞれ必要な範囲において助言又は勧告を行うものとする。

(1) 分別解体等が不適切な方法により行われている場合

(2) 特定建設資材と他の資材とが混合する形で解体工事が施工されている場合、若しくは施工された場合

(3) 有害物質等の発生の抑制等に関する法律等に該当する有害物質（別表一2）を含む分別解体等で、関係法令に抵触するなど取り扱いについて適切さを欠いている場合

(4) 分別解体等実施場所から搬出された特定建設資材廃棄物の処理が適切に行われない可能性がある場合

(5) その他法律第42条第1項に基づく報告の徴収又は法第43条に基づく立入検査などにより、特定建設資材廃棄物の分別解体等が適正に実施されていないことが明らかになった場合

2 法第19条に基づく再資源化等に係る助言又は勧告

知事は、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため、次の各号に掲げる場合、それぞれ必要な範囲において助言又は勧告を行うものとする。

(1) 再資源化施設等の所在、再資源化の方法、処理可能廃材の種類等について情報提供が必要な場合

(2) 木材の縮減について適正な施設による焼却が行われない可能性がある場合

(3) 再資源化施設等への搬出がされない場合

(4) その他適正な再資源化が実施されないおそれがある場合

(5) その他法律第42条第2項に基づく報告の徴収又は法第43条に基づく立入検査などにより、特定建設資材廃棄物の分別解体等が適正に実施されていないことが明らかになった場合

3 助言及び勧告の方法

助言又は勧告は、受注者又は自主施工者の自発的な取組みを期待して、一定の行為を行うことを求めるものであり、その区分は次に掲げるところによる。

(1) 助言

法の趣旨・個別規定に沿った行為や、分別解体等及び再資源化等に関する技術情報（分別解体等の施工方法、施工手順等）等について助言することにより、分別解体等及び再資源化等の適正な実施を確保することが期待できる場合、主に口頭で「助言」を行う。

技術的内容等につき明確な助言が必要な場合、又は法の定める義務の存在を確実に伝達する必要がある場合には、文書（要領様式第13号）により助言を行う。

(2) 勧告

法に基づく分別解体等及び再資源化等の適正な実施について、助言によっては効果が期待できない場合、分別解体等及び再資源化等の適正な実施のために必要な措置等について勧告を行う。

将来における命令措置、罰則の適用の可能性も勘案し、原則として勧告書（要領様式第14号）により行うものとし、通知方法については、下記のとおりとする。

1) 本人に直接手渡すこととし、受領書（要領様式第18号）を徴することとする。

2) 本人と連絡がとれない場合その他やむを得ず郵送とする場合は、配達証明郵便とする。

第26 分別解体等及び再資源化等の実施に関する命令の基準（法第15条・法第20条）

1 法第15条に基づく分別解体等に係る措置の命令

知事は、特定建設資材廃棄物の分別解体等の適正な実施の確保のため、特に必要があると認める場合で、助言又は勧告によっては法の分別解体等の適正な実施の確保が図れない場合、対象建設工事の工事受注者又は自主施工者に対し、それぞれ必要な範囲において、分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

2 法第20条に基づく再資源化等に係る措置の命令

知事は、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施の確保のため、特に必要があると認める場合で、助言又は勧告によっては法の分別解体等の適正な実施の確保が図れない場合、対象建設工事の工事受注者に対し、それぞれ必要な範囲において、再資源化等の方法の変更その他必要な措置の命令をとるべきことを命ずるものとする。

3 命令の方法

(1) 命令は、内容に応じ、命令書（要領様式第15号又は第16号）で行うものとする。

(2) 命令書の通知方法については、勧告における通知方法と同様とする。

4 法第15条及び第20条の規定に定める「正当な理由」とは、次に掲げる場合とする。

(1) 天災等の理由により、その緊急性から分別解体等を行うことができない場合

(2) 現場での分別解体等の実施が、周辺の市街化の状況や交通事情等により、周辺環境や府民の生活に及ぼす影響が著しく大きな場合で、かつ、適正な分別及び再資源化の実施のための十分な代替措置が講じられる場合、（密集市街地における解体工事で、鉄筋コンクリートを分別する場合等）

(3) 分別解体等の実施後に天災その他の不可抗力により再資源化施設等が損壊し、又は再資源化施設等への搬入が不可能となった場合

(4) その他、通常考えられる相当の努力をもって、分別解体や再資源化を行うことが実態上あるいは社会通念上困難であると考えられる場合

5 命令の内容は次の各号に掲げる場合とする。

(1) 法第15条の規定による分別解体等の適正な実施を確保するために必要な分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきこと（要領様式15号）

(2) 法第20条の規定による再資源化等の適正な実施を確保するために必要な再資源化等の方法の変更その他必要な措置をとるべきこと（要領様式16号）

6 命令の解除

法第15条又は第20条の規定による命令のうち、建設対象工事の一時中止命令等については、是正等が行われて、命令を継続する必要性がなくなった場合には、要領様式第17号により速やかに解除を行うものとする。

第27 措置要求への対応の基準

知事は、法第18条第2項の申告があった場合、次の各号に掲げる場合につき、現地の状況を把握するため、必要に応じ、対象建設工事の受注者等に質問を行い、又は実地に調査し又は立入検査を行うとともに、対象建設工事等に係る再資源化の状況等に応じて、必要な助言、指導、命令その他必要な措置をとるものとする。

(1) 受注者が法第18条第1項の報告を行わず、又は当該再資源化等の実施状況に関す

- る記録の作成、保存を怠り、若しくは発注者が求めても当該記録を開示しない場合
- (2) 受注者が適正な方法で特定建設資材廃棄物の搬出を行わない場合
 - (3) 受注者が適正な方法により、特定建設資材廃棄物の再資源化施設への搬入を行わない場合
 - (4) 搬入先の再資源化等施設において、特定建設資材廃棄物の種類に応じて適正な再資源化が実施されず、または実施されない恐れのある場合
 - (5) その他再資源化に関し、法の適正な執行が阻害される恐れがある場合

第28 分別解体等及び再資源化等に係る報告の徴収

1 分別解体等に関し報告の徴収を求める場合

知事が法第42条第1項により、対象建設工事受注者等関係者に対し分別解体等の実施状況に関し報告を求めることができるのは、次の場合とする。

- (1) 特定建設資材と他の資材とが混合する形で解体が施工されている場合
- (2) 当該対象建設工事から、多量に特定建設資材廃棄物の排出が予想される場合
- (3) 当該対象建設工事から発生する、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れのあるアスベスト等の有害物質の除去に相当の技術を要すると認められる場合
- (4) 有害物質等の発生の抑制等に関する法律等に該当する有害物質（別表）を含む解体で、その取り扱いについて適切さを欠いている場合
- (5) 道路内の作業が発生するなど、交通上に問題があると認められる場合（道路の使用許可など）
- (6) 対象建設工事の受注者、発注者に変更があり、又は特定できない場合
- (7) 対象建設工事が現に施工中又は施工された場合で、法第10条第1項に基づく届出がなされていない場合
- (8) 必要な解体工事業登録又は建設業許可の取得状況に疑義がある場合（下請業者を含む。）
- (9) 技術管理者又は主任技術者及び監理技術者の設置に疑義がある場合（下請業者を含む。）
- (10) その他分別解体等の実施が適正に行われず、又は行われたい恐れがある場合

2 再資源化等に関し報告の徴収を求める場合

知事が、法第42条第2項の規定により、対象建設工事受注者に対し、再資源化等の実施状況に関し報告を求めることができるのは、次の場合とする。

- (1) 当該対象建設工事から、多量に特定建設資材廃棄物の排出が予想される場合
- (2) 当該対象建設工事の受注者に変更があった場合
- (3) 再資源化等を促進するために必要な調査をする場合
- (4) 再資源化等の実施が適正に行われず、又は行われたい恐れがある場合
- (5) その他適正な再資源化等の実施を確保するため、知事が必要と認める場合

3 報告の徴収の方法

知事は、解体の実施の状況、契約等について、発注者、受注者、自主施工者の他、現

地で解体に従事する者などに対して、以下の方法などにより報告を求めるものとする。

(1) 対象工事の場所において、口頭で報告を求める

(2) 出頭通知を出し、通知により指定した日時・場所において、口頭で報告を求める

(3) 文書により報告を求める

1) 文書により報告を求める場合は、要領様式第19号により求めるものとし、報告書の形式で提出を受けるものとする。

2) 報告書の様式は要領様式第20号を標準とするが、求める報告の内容に応じて適宜作成するものとする。

第29 立入検査の実施基準

1 分別解体等に関し立入検査を行う場合

知事は、第28（分別解体等及び再資源化等に係る報告の徴収）第1項に規定されている報告を求めることができる場合に該当する場合は、法43条第1項の規定により職員に、必要に応じ対象建設工事の現場、対象建設工事受注者の営業所、受注者が自ら再資源化を行う施設その他に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 再資源化等に関し立入検査を行う場合

知事は、次の各号に該当する場合は、法43条第1項の規定により職員に、必要に応じ対象建設工事の現場、対象建設工事受注者の営業所その他資機材置場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(1) 適正な再資源化施設による処理が行われない恐れがある場合

(2) 不法投棄等の恐れがある場合

(3) 縮減を行う場合において木材の適正な施設による焼却が行われない恐れがある場合

(4) 当該対象建設工事から、多量に特定建設資材廃棄物の排出が予想される場合

(5) 再資源化等の実施が適正に行われず、又は行われない恐れがある場合

(6) その他適正な再資源化等の実施を確保するため、知事が必要と認める場合

第30 分別解体等の実地の確認

1 パトロールの実施

知事は、この章に定める助言・勧告、命令その他の措置が必要な場合のほか、分別解体等及び再資源化等の実施の確保のために適宜、大阪府域（政令第9条により事務の委任を受けた市の区域を除く。）において法に抵触する行為等がないか、パトロールを行うものとする。

2 パトロールにおいて確認すべき事項

パトロールにおいて確認すべき事項は、次の各号に掲げる項目とする。

(1) 対象建設工事であるか及び対象である場合には届出の有無

(2) 分別解体基準への適合

(3) 解体工事業の登録又は建設業許可の有無

(4) 技術管理者等の従事

(5) 標識の設置

(6) その他

附則 この要領は、平成14年 5 月30日より施行する。

附則 この要領は、平成14年 7 月15日より施行する。

附則 この要領は、平成14年 7 月30日より施行する。

附則 この要領は、平成15年 6 月 1 日より施行する。

附則 この要領は、平成16年 4 月 1 日より施行する。

附則 この要領は、平成17年 4 月 1 日より施行する。

附則 この要領は、平成18年 4 月 1 日より施行する。

附則 この要領は、平成24年12月27日より施行する。

附則 この要領は、平成25年 3 月27日より施行する。

附則 この要領は、平成28年 4 月 1 日より施行する。

附則 この要領は、平成29年 3 月21日より施行する。

附則 この要領は、平成31年 4 月26日より施行する。

附則 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この要領は、令和 7 年 1 月27日より施行する。

建設リサイクル法届出等記入要領

1) 届出書等の様式等

①届出書の様式

届出書の様式は、省令第2条第2項に基づく、別記様式第1号による届出書の様式を使用していること。

②別表（分別解体等の計画等）

届出書中に示すとおり、届出書には省令第2条第2項に基づく別記様式第1号による様式別表1、別表2若しくは別表3が添付されていること。また、対象建設工事の種類により、別表1から3のうち、該当するものが添付されていること。

- a. 建築物に係る解体工事については様式別表1
- b. 建築物に係る新築工事等については様式別表2
- c. 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については様式別表3

③添付図書（工程の概要を示す別紙）

届出書中に示すとおり、届出書に工程の概要を記載することができないときは、工程の概要を示した表（要領様式第10号）を添付するものとする。

④添付図書（設計図又は写真）

届出書には建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真が添付されていること。（省令第2条第3項）

- a. 設計図の場合は建築物の性状に応じた必要な図面（立面図等）を1面以上添付するものとし、届出の提出を窓口で行う場合、サイズは原則としてA4とするが、A4以外のサイズの場合はA4の大きさに折りたたむものとする。
- b. 写真の場合は外観写真を1面以上添付するものとする。届出の提出を窓口で行う場合、A4サイズの台紙に貼付するものとし、写真のサイズはサービスサイズ、キャビネ版、パノラマ版等とすること。

なお、写真はカラーとするが、インスタント写真、デジタルカメラで撮影した写真（届出の提出を窓口で行う場合はプリントアウトしたものに限る。）でも良い。

⑤添付図書（案内図）

案内図は、当該対象建設工事を含む地域の地図等に、当該対象建設工事を施工する場所を朱色で着色して明示したものとし、届出の提出を窓口で行う場合、サイズはA4とする。その様式は任意とするが、市販の住宅地図等に、経路、現場表示を加えたものでも良い。

2) 届出書等の綴り方等

届出の提出を窓口で行う場合、届出書等の綴り方は、①届出書（変更届出書）、②別表、③案内図（府細則第2条 作成例は要領様式第9号により添付する）、④設計図（立面図）又は写真（外観写真 作成例は要領様式第8号）の順に綴り、左側1箇所又は2

箇所が固定されていること。なお、両面複写でも良い。

なお、細則第12条第3号又は第4号により、正本に加えて提出する写しは、収受印を押印して届出者に返却する。

3) 届出書の記載事項

①年月日

年月日が記入されていること。日は届出の当日であること。

②届出書のあて先

届出書のあて先が記入されていること。また、届出先行政庁の別に応じて、知事又は市区町村長のうち、どちらに該当するかが判別できるように表示されていること。（○で囲む、不要な方を二重線で見え消しにする、該当しない方を消去する、等）

③発注者又は自主施工者の氏名・住所

a. 発注者又は自主施工者の氏名の欄は、個人の場合は氏名、法人の場合は商号、名称又は代表者の氏名が記入されていること。また、カタカナでフリガナが付けられていること。

なお、発注者又は自主施工者が外国人である場合は、その氏名にはカタカナのフリガナが記載されていること。

b. 住所の欄には、個人の場合は本人の住所、法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）の所在地が記入されていること。

c. 郵便番号の欄には、個人の場合は本人の住所の郵便番号、法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）の所在地の郵便番号が記入されていること。

d. 電話番号の欄には、個人の場合は本人の所有する電話の番号、法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）に置かれている電話の番号が記入されていること。

※注1 法人の場合で、登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の郵便番号、住所等が記入されていること。

※注2 工事中に転居する場合は、転居先の住所・連絡先その他の項目を併記すること。

④工事の概要の欄

a. 工事の名称が記入されていること。（○○マンション解体撤去工事、○邸新築工事等）

b. 工事の場所が記入されていること。また、都道府県名、市区町村名、郡名、町名、大字・字名、丁名、地番、筆が記入されている必要がある。ただし、番地、筆はすべてでなく工事場所を代表するものでよい。ただし、当該対象建設工事が複数の行政庁（都道府県又は市区町村）の区域にまたがる場合は、複数のすべての住所が記入されていること。

なお、離島等で地番がないなどの場合については、行政指導等により地先表示及び案内図に対象建設工事の場所を明示すること。

c. 工事の種類は、該当する工事のチェックボックスにチェックマークが付されていること。

d. 工事の規模は、該当する工事の記入欄に、用途、階数、工事対象床面積又は請負代

金の額が記入されていること。請負代金の額には消費税及び地方消費税の額を含む。

なお、工事規模及び請負代金の額が対象建設工事となる基準に満たない場合は、届出書を届出不要として扱うこととなる。

- e. 請負・自主施工の別は、該当するどちらかの方法のチェックボックスにチェックマークが付されていること。

⑤元請業者の欄

なお、請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要である。

- a. 元請業者の欄は、個人の場合は氏名、法人の場合は商号又は名称及び代表者の氏名が記入されていること（契約の権限が支社長などに委任されている場合は支社長名でもよい）。また、カタカナでフリガナが付けられていること。

なお、元請業者が外国人の場合は、その氏名にはカタカナでフリガナが付されていること。

- b. 住所の欄には、個人の場合は本人の住所、法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）の所在地が記入されていること。

なお、現場事務所が設置される場合は、現場事務所の住所が併記されていること。

- c. 郵便番号の欄には、個人の場合は本人の住所の郵便番号、法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）の所在地の郵便番号が記入されていること。

なお、現場事務所が設置される場合は、現場事務所の住所の郵便番号が併記されていること。

- d. 電話番号の欄には、個人の場合は本人の所有する電話の番号、法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）に置かれている電話の番号が記入されていること。

なお、現場事務所が設置される場合は、現場事務所に置かれている電話の番号が併記されていること。

- c. 許可番号（登録番号）は、建設業又は解体工事業のいずれか該当する方の必要事項が記入されていること。

建設業の場合は、大臣又は知事のいずれかのチェックボックスへのチェックマークの記入、建設業許可番号の記入、主任技術者（監理技術者）の氏名の記入がされていること。

解体工事業の場合は、当該解体業者の登録をした知事名の記入、解体工事業の登録番号の記入、技術管理者氏名の記入がされていること。

なお、主任技術者（監理技術者）又は技術管理者が外国人の場合はカタカナでフリガナが付されていること。

⑥対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定により説明を受けた年月日の欄

元請業者から説明を受けた当日の年月日が記入されていること。（受注者から見れば説明を行った日）ただし、請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要である。

⑦分別解体等の計画等の欄

別表について記載内容を確認する。

⑧工程の概要

様式第1号の本欄に記載されているとおり、図面、表等を記載することが望ましい。

この場合、対象建設工事の着手年月日、完了年月日（分別解体等が完了する日）及び工種、工種ごとの施工順序、工種ごとの施工日数、全体工事日数等が記載されていることが望ましい。

なお、届出書中にスペースの関係などから記載できない場合は、別紙によるものとし、別紙について工程の概要を確認する。

工程の標準及び別紙の工程表については、要領様式第10号を参考とする。

※ 届出の提出を電子申請にて行う場合は、「大阪府行政オンラインシステムによる建設リサイクル法に基づく届出等に関する電子申請マニュアル」を合わせて参照すること。

【参考】届出書等の記入方法等

（１）届出書等の記載の基本的事項

届出書等は日本語で記入されていること。また、届出の提出を窓口で行う場合、記入の方法は、手書きの場合は鉛筆等の消えやすいものでなく、万年筆、ボールペン等により記載されていること。

なお、パーソナルコンピュータ等を使用し、日本語入力ソフトにより入力のうえブプリントアウトしたものであっても差し支えない。この場合、字体や文字配列の細部の差異は、様式で示された項目が分かりやすく示されていれば良い。

（２）届出書等の様式の備付け

届出書等の様式は、大阪府都市整備部建築指導室の窓口の他、大阪府ホームページで入手できる。

(別表)

有害物質等について

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 2) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 3) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- 4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
- 5) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）
- 6) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 8) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- 9) その他公害・騒音防止等に関する諸規定
- 10) その他必要な事項